

令和2年度税制改正～所得税～

未婚のひとり親への対応・寡婦（寡夫）の見直し

令和2年度税制改正により、未婚のひとり親への対応・寡婦（寡夫）控除の見直しが行われました。その改正内容についてお知らせいたします。

未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し

全てのひとり親家庭の子どもに対して公平な税制を実現するため、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親との間の不公平」を全て解消する。

(1) 未婚のひとり親に対する税制上の措置

●未婚のひとり親に寡婦（夫）控除を適用する。

- ① 居住者が現に婚姻をしていない者のうち次に掲げる要件を満たすものである場合には、その者のその年分の総所得金額等から35万円を控除する。
 - (イ) その者と生計を一にする子（総所得金額等の合計額が48万円以下であるものに限る）を有すること
 - (ロ) 合計所得金額が500万円以下であること 等
- ② 上記①の控除については、給与等及び公的年金等の源泉徴収の際に適用できることとする。

(2) 寡婦（寡夫）控除の見直し

- 寡婦に寡夫と同等の所得制限（所得500万円（年収678万円））を設ける。
- 住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある者を対象外とする。
- 子ありの寡夫の控除額を子ありの寡婦と同額にする。（27万円 ⇒ 35万円）

- ① 扶養親族その他の者と生計を一にする子（総所得金額等の合計額が48万円以下であるものに限る）を有する寡婦の要件に合計所得金額が500万円以下であることを加える
- ② 寡婦及び寡夫の要件に、次に掲げるいずれかの要件を満たすことを加える。
 - (イ) その者が住民票に世帯主と記載されている者である場合には、その者と同一の世帯に属する者に係る住民票に世帯主との続柄として未届の妻又は未届の夫その他これらと同一の内容である旨の記載がされた者がいないこと
 - (ロ) その者が住民票に世帯主と記載されている者でない場合には、その者の住民票に世帯主との続柄として未届の妻又は未届の夫その他これらと同一の内容である旨の記載がされていないこと
- ③ 現行の寡婦控除の特例を廃止する
- ④ その者と生計を一にする子（総所得金額等の合計額が48万円以下であるものに限る）を有する寡婦に係る寡婦控除及び寡夫控除の控除額を35万円に引き上げる

<適用時期>

この改正は令和2年分以後の所得税から適用